

人権を尊重し一人ひとりの個性と能力を発揮できるまちづくり

「大津町人権教育・啓発基本計画(改訂版)」令和5年度～令和14年度

町では、平成18年に「大津町人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権教育や人権啓発に取り組んできました。計画策定から15年以上が経過し、人権をめぐる社会情勢が大きく変化し、新しい人権課題も生まれているため、令和5年3月に改訂を行いました。

人権教育・啓発の目標は、全ての人の人権と基本的自由が尊重され、全ての人がその個性を全面的に開花させることにあります。

近年では、インターネットによる匿名の誹謗中傷や、性的マイノリティーに係る人権問題、ロシアとウクライナの戦争など、さまざまな人権問題が起きています。人権問題という自分とは遠い場所の話、難しい話のように聞こえるかもしれませんが、身近に起きている問題でもあります。

今回の改訂で、関係法令、国や熊本県が示す各種指針と大津町振興総合計画などを踏まえ、令和3年度に実施している「大津町人権に関する町民意識調査」を基に、町における各人権問題の課題を明らかにし、人権教育・啓発の取り組みの方針を示します。

■人権教育・啓発の4つの基本方針

- ①人権が尊重される社会形成
町民に対して行った意識調査では、2016年に施行された、人権関連3法や熊本にゆかりの深い「水俣病」や「ハンセン病」をめぐる人権問題の認知度が低いという結果が出ました。人権問題を正しく知ることは、自分自身の人権を守るために重要なことです。
- ②あらゆる場における人権教育・啓発の推進
(1)就学前教育
子どもたちが豊かな感情や思いやり、命や人権を大切にすることを育むことが必要です。
(2)学校教育
児童生徒の成長段階に応じて、人権尊重の意識を高めていく必要があります。感性や心を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間で培うことが大切です。

(3)家庭教育

家庭教育は命を大切にすることや規範意識など、人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を担っており、全ての教育の出発点となります。他者に対する偏見を持たずに接する姿を、親が子どもに示すことが必要です。

(4)地域への啓発

地域が住民・家庭・行政など一体となり、連携しながら総合的・継続的に取り組むことが重要です。研修内容・方法を工夫し、お互いが人権を尊重しあえるまちづくりを推進します。

(5)企業への啓発

地球環境の保全、男女共同参画社会の実現、高齢社会への対応などの果たすべき役割をはじめ、社員の人権意識の高揚を図ることが重要です。



各小学校職員による人権学習

③地域リーダーなどの人権教育・啓発の推進

- (1)町職員など
 - ・職員研修の実施
 - ・課内学習・研修などの活性化
 - ・職員研修方法の工夫
- (2)教職員
 - ・効果的な研修支援
 - ・新規採用教職員への研修の実施
- (3)福祉医療関係者や行政区嘱託員と民生委員・児童委員
 - ・家庭高齢者、子ども、障がい者への配慮

④人権教育・啓発の効果的推進

住民一人ひとりが自らの課題として捉えることができるように、身近な生活の中の課題などを通してプログラム(学習計画)を作成し、参加者の発言しやすい雰囲気の中での学習を心掛けながら、人権教育・啓発を効果的に推進します。

【主な取組】

- ・人材の育成
- ・学習資料の作成
- ・啓発内容の充実と啓発手法の拡充
- ・情報提供の充実・強化
- ・相談体制の充実

県内各市町村でも、差別発言や土地差別事象が相次いで発生しており、大津町においても例外ではなく、非常に悪質な差別落書き事象が立て続けに発生するなど、私たちの身近に、差別が根強く残っています。

今後も、住民一人ひとりの人権を大切にす町として「生まれて良かった」「暮らして良かった」「ずっと住み続けたい」と思われる、ふるさとを誇れるまちづくりを目指していきます。

計画の推進体制

「大津町人権対策推進協議会」を中心に、関係各課と緊密な連携のもとに、全庁的な取り組みを推進します。また、「第6次大津町振興総合計画」と関係する町の個別計画との連携を図り、効果的な施策を展開します。

1 講師の充実

人権問題研修の充実のため、これまでさまざまな講師による講演会などを行ってきました。今後さらに時代の流れや現状の課題に即した講師の人材発掘と育成に努めます。



講師を招いての町人権対策担当者会議

2 人権教育・啓発の充実

人権問題について、正しく理解・認識されるような啓発を進めるとともに、人権意識の高揚を図りながら、日常生活の中で、自らの態度や行動に表れるような啓発の充実が必要です。



各小学校児童の隣保館学習

3 人権啓発福祉センターの充実

人権啓発福祉センターは、人権・同和問題のすみやかな解決を目指す「隣保館」と児童生徒が心身ともに健康で育つように活動を行う「児童館」を合わせた施設です。

福祉の向上、人権啓発の拠点となるよう事業の取り組みを推進します。

隣保館活動の充実

- ①地域福祉の推進
- ②人権啓発活動の推進
- ③相談体制の充実
- ④情報発信機能の充実
- ⑤各種機関と地域ボランティアなどとの連携強化



採用5年目以下の町職員による人権学習

児童館活動の充実

- ①児童生徒の健全育成の推進
- ②子育て支援事業の推進
- ③地域と関係機関などとの連携強化



児童館における子育てサークル(はとぽっぽクラブ)の活動

町ホームページはこちら▼



●問い合わせ

役場人権推進課 人権推進係

☎096(296)0863